## 県南広域振興局長告示第143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は 介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年8月12日

県南広域振興局長 勝 部 修

## 1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	相处平方口
株式会社ジャパンケア	東京都豊島区北大塚一丁目	ハッピー北上南・ヘルパー	北上市大堤南一丁目	亚比90年7月1月
サービス東日本	13番15号	ステーション	8番10号	平成20年7月1日

## 2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	1 相处十万口
株式会社ジャパンケア	東京都豊島区北大塚一丁目	ハッピー北上南・居宅介護	北上市大堤南一丁目	₩. 400 X Z B 1 B
サービス東日本	13番15号	支援事業所	8番10号	平成20年7月1日

## 3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	1 相处平方口
株式会社ジャパンケア	東京都豊島区北大塚一丁目	ハッピー北上南・ヘルパー	北上市大堤南一丁目	亚
サービス東日本	13番15号	ステーション	8番10号	平成20年7月1日